

## ○岡山理科大学期末試験実施細則

(目的)

第1条 岡山理科大学期末試験実施細則(以下「本細則」という。)は、岡山理科大学成績評価に関する規程第7条に基づき期末試験を実施する上で必要な事項について定める。

(期末試験の実施)

第2条 期末試験は、筆記試験その他の方法で、各学期末(規定授業時間外)に実施するものとする。

(実施時間)

第3条 実施時間は原則として45分～90分とする。

(監督者)

第4条 監督者は教室の巡視を十分に行い、不正行為を未然に防止するよう留意するとともに、必要に応じて注意を与えるなど、試験の厳正な実施に最大限の努力を払うものとする。

2 試験の監督には必要に応じて補助監督者を付けることができる。

(受験資格の喪失)

第5条 次の各号のいずれかに該当する学生は当該授業科目の受験資格を喪失する。

- (1) 期末試験を受けようとする科目について、その科目の開講時に履修の届け出をしていない者
- (2) 出席が規定授業回数の3分の2を超えていない者
- (3) 試験開始後30分以上遅刻した者
- (4) 受験時に学生証を所持していない者
- (5) 定められた期日までに、授業料その他の諸納付金を届け出なく完納していない者

(臨時学生証の交付)

第6条 前条第4号による学生証不携帯の場合は、学生課(今治キャンパスは教学・学生支援課)で臨時学生証の交付を受けることができる。ただし、臨時学生証は交付当日のみ有効とする。

(受験者の義務)

第7条 受験者は次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 期末試験においては、不正行為を行わないこと
- (2) 期末試験においては、監督者の指示に従うこと
- (3) 学生証を机上に提示すること
- (4) 開始後30分は退場しないこと
- (5) 期末試験において、監督者の許可なく物品の貸借をしないこと

(無効答案)

第8条 次の各号のいずれかに該当する答案は無効とする。

- (1) 第5条の各号のいずれかに該当し、受験資格を喪失した者の答案
- (2) 前条に定める事項を遵守しない者の答案

(不正行為)

第9条 期末試験における不正行為とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 使用が許可されていない教科書、参考書、資料、電子機器、情報機器、その他の物品を使用しての解答及びその幫助をしたとき
- (2) 使用が許可されていない教科書、参考書、資料、電子機器、情報機器、その他の物品を解答に際して、利用可能な状況で所持していたとき
- (3) 他人の答案を利用しての解答及びその幫助をしたとき
- (4) 学生証の不正利用による解答及びその幫助をしたとき
- (5) 代理(替玉)受験又は、その依頼をしたとき
- (6) その他、監督者が不正行為と認めたとき

(不正行為の確認)

第10条 監督者は、不正行為を発見した場合、その学生の受験を直ちに取りやめさせ、証拠物件のある場合は確保し、状況を他の監督者と共に確認して不正の事実を告げ、学生課(今治キャンパスは教学・学生支援課)に当該学生を連れ報告する。

2 学生支援部長(今治キャンパスは教学・学生支援部長)(以下「学生支援部長」という。)は、監督者立ち会いのもとに不正行為の事実確認を行う。

3 学生支援部長は、不正行為を確認後、当該学生より始末書を提出させ、所属学部の学部長に速やかに報告する。

(不正行為者に対する処分)

第11条 学長は、「岡山理科大学学生の懲戒に関する規程」第11条及び「岡山理科大学学生の懲戒に関する申合せ」第2項第3号(学内規則違反事案)に基づき、不正行為が確認された学生に即日謹慎を命じ、学部教授会の審議を経て、1か月の停学処分とする。

2 第9条第5号に該当する等、特に悪質な不正行為を行った場合の処分は、退学又は停学とする。

3 処分を受けた学生に対しては、その期(春学期または秋学期)に履修した全科目を無効(E評価)とする。ただし、卒業研究、特別研究及び期末試験を実施しない実験・実習・実技科目を除く。

4 学生支援部長は、不正行為に対する処分内容及び当該学生の所属学科を速やかに掲示する。

(特例措置)

第12条 不可抗力によって期末試験を受けられなかった者に対しては、受講生の願い出によって、追試験など必要な特例措置を講じなければならない。不可抗力とは次のとおりである。

(1) 病気

(2) 不慮の事故及び災害

(3) 二親等までで死亡及びこれに準ずる場合(事由発生日から起算して一親等は7日以内、二親等は5日以内とする。遠隔地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)

(4) 就職試験

(5) 公共交通機関の遅延、運休

(6) その他やむを得ない事由と教育推進機構長が認めた場合

2 前項各号による願い出は、所定の様式によることとし、病気の場合は医師の診断書を、その他の場合には事由証明書を添え、当該試験終了日の2日後(土曜日、日曜日、祝日を除く)までに提出しなければならない。

3 担当教員は特例措置を当該試験日より原則1週間以内に実施し、学期末までに教務課(今治キャンパスは教学・学生支援課)へ成績を報告するものとする。

(特別な配慮)

第13条 「岡山理科大学における障がい学生支援に関するガイドライン」に基づき、受験者の個別の事情により、試験等の時間、解答方法等について特別な配慮を行うことができるものとする。

(改廃)

第14条 本細則の改廃は、教育推進機構会議及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この細則は、平成24年1月1日より施行する。

この改正細則は、平成24年7月1日より施行する。

この改正細則は、平成27年4月1日より施行する。

この改正細則は、平成28年4月1日より施行する。

この改正細則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 12 日 第 11 回第 1 学部運営委員会）

この改正細則は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

2 岡山理科大学試験実施細則（平成 24 年 1 月 1 日）

は本細則に名称を変更する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日 決裁）

この改正細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 26 日 第 1 回大学協議会）

この改正細則は、令和 5 年 4 月 26 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

2 「岡山理科大学期末試験等実施細則」は、「岡山理科大学期末試験実施細則」に名称変更する。